

災害応急用井戸とは?

Q. どうして災害応急用井戸が必要なの?

A. 災害時の雑用水不足を補うためです。

災害時に水道の供給が止まった場合、飲用水については給水車等で市民一人当たり3ℓ/日を給水できるように仙台市では日ごろから準備しています。しかし、限られた給水車の水はまず飲用に使うため、災害の規模が大きい場合には、清掃用、トイレ用、洗濯用などの雑用水の不足が予想されます。災害応急用井戸は、そのような時に皆さんのが日ごろから使用している井戸を地域のみんなで活用するものです。

東日本大震災では、市の断水人口は一時約50万人にのぼりました。断水した地域において、水洗トイレや掃除用の水として、井戸水は貴重な水源となりました。東日本大震災後の利用状況について聞き取りを行った結果、断水のあった地域の災害応急用井戸の8割近くで井戸水の利用・提供がありました。

●東日本大震災における災害応急用井戸の活用事例
(井戸の所有者への電話聞き取りによる)



Q. 災害応急用井戸の登録の要件はありますか?

A. 登録要件は次のとおりです。詳細についてはお問い合わせください。

- ① 仙台市内にある井戸であること。
- ② 現在使用していて、今後も引き続き使用する井戸であること。
- ③ 地震災害等の非常時に当該地域の住民が使用できる場所であること。
- ④ ポンプなど井戸水をくみあげるための設備があること。
- ⑤ 地震災害等の非常時の井戸水利用について井戸の所有者が同意していること。
- ⑥ 井戸の所有者が井戸所在地の公表に同意すること。



Q. 井戸水はどのような用途に使用できるの?

A. 飲み水以外の雑用水です。

災害時に水道の供給に支障が出た場合に、清掃用、トイレ用、洗濯用など、飲み水以外の雑用水に使用します。

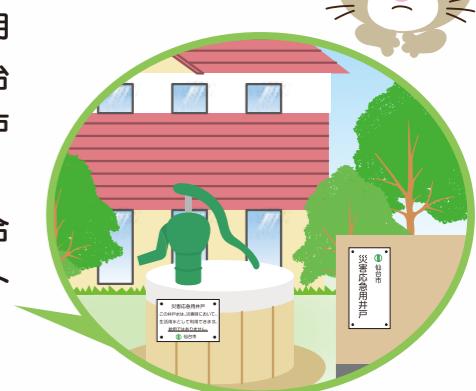


Q. 自宅近くの災害応急用井戸はどこで確認できるの?

A. 各区役所の区民生活課で確認できます。

各区役所の区民生活課と環境局環境対策課で、災害応急用井戸の所在地を確認できます。また、事業所については仙台市ホームページにリストを掲載しています。これにより、井戸の所在地等の情報は公開されることになります。

自宅の井戸を災害応急用井戸に登録していただいた場合は、家の入り口などに「災害応急用井戸」と記載したプレートの掲示をお願いしています。



Q. 井戸水の水質検査をしていないと登録できないの?

A. 登録できます。

災害応急用井戸の水は、飲み水以外の清掃用、トイレ用、洗濯などの雑用水として使用するので、飲用のための水質検査をしていなくても、登録可能です。



Q. 電動ポンプを設置している井戸の場合、停電時に使えなくなり、水がくみあげられないけど…?

A. 電気復旧後にご協力ください。

電気は水道に比べ比較的早く復旧するといわれています。また、東日本大震災では、水道の全面復旧に1ヶ月かかりましたが、電気は一週間で市内のほぼ全域で復旧しました。所有している井戸のポンプが電動の場合は、電気が復旧した時点で協力をお願いします。

